

サピエンチア会会則 新旧対照一覧表

改訂後の条文（2026 年改定） 【左欄】	旧会則条文（2020 年改訂） 【右欄】
【表紙等】 2026 年(令和 8 年)7 月 1 日改定	【表紙等】 2020 年(令和 2 年)6 月 1 日改訂版
第 2 条（目的） 本会は、サピエンチア会 会員相互の交誼を厚くし、発展に寄与することを目的とする。	第 2 条（目的） 本会は、サピエンチア会 会員相互の交誼を厚くし、発展に寄与する事を目的とする。
第 3 条（事業） ① 母校（現尼崎市ひと咲プラザ内同窓会室、倉庫）内の旧英知短期大学、旧英知大学、旧聖トマス大学の資料の保存・管理及び開示。 ② 会員名簿の管理 （個人情報保護法に基づき、住所録開示申請書の提出を義務付けるものとする。なお、行政文書開示請求書をもって、住所録開示申請書とし、開示後の請求書は交付後、当会において 1 年間保存するものとする。） ③ 会員の相互の親睦を図るために開催するサピエンチア会懇親会等の行事並びに教養のための事業。 ④ 母校が存在していた尼崎市、園田、若王寺地域に対しての地域貢献活動。（※新規追加） ⑤ 情報交換の場を設け異業種・異世代間の交流を促進し、会員相互の活性化及び社会貢献につなげる。その他、前各号の目的を達成する為に必要な事業。	第 3 条（事業） ① 母校、旧:英知短期大学、旧:英知大学、旧:聖トマス大学の資料の開示並びに管理。 ② 会員名簿の管理。 （個人情報保護法に基づき、住所録開示申請書の提出を義務付ける。 尚、行政文書開示請求書をもって、住所録開示申請書とし、開示後の請求書は交付後、当会において 1 年間保存するものとする。） ③ 会員の相互の親睦を計るために開催するサピエンチア・フェスティバル等の行事並びに教養の為の事業。 ④ 情報交換の場を創り異業種・異世代間の情報交換等で会員相互の活性化並びに社会貢献に繋げる。 ⑤ その他、前各号の目的を達成する為に必要な事業。

第5条（会員） 本会の会員及び特別会員は、次の者とする。 ① 会員は、旧英知短期大学、旧英知大学及び同大学院、旧聖トマス大学及び同大学院に在籍された者、教職員等であった者とする。 ② 特別会員は、旧母校の特別後援者及び旧英知学院地元住民等本会が特に認めた者とする。	第5条（会員） 本会の会員及び特別会員は以下の者とする ① 会員は、旧:英知短期大学、旧:英知大学及び同大学院、旧:聖トマス大学及び同大学院に在籍された方、教職員等であった方とする。 ② 特別会員は、旧母校の特別後援者並びに旧: 英知学院地元住民特別関係者とする。
第6条（会費） ① 会員は、毎年3月31日(会計年度末日)までに、会の維持費として寄付金を会報に同封する払込取扱票での振込み、または当会ウェブサイト上に明記した振込口座に納入するものとする。 ② 寄付金は1口金1,000円以上とする。 ③ 既納の寄付金は返金しない。（※第12条と重複する内容をここにも明記）	第6条（会費） ① 会員には毎年3月31日(会計年度末日)までに会の維持費として寄付金を会報と共に送られる払込取扱票にて振り込みをお願いするものとする。 ② 寄付金は1口金1,000円以上とする。 （※項目なし）
第8条（組織及び職務） 本会は役員会を意思決定機関とし、各役員を置くことができる。 ① 三役 会長 1名 副会長 2名（※人数確定） 会計 1名（※2名から1名へ減員） ② 各担当委員	第8条（組織及び職務） 本会は役員会をもって意思決定機関とし、本会には次の役員を置くことができる ① 会長 1名 ② 副会長 若干名 ③ 幹事長 1名 ④ 会計 2名 ⑤ 会計監査 2名

書記、名簿管理、会報、渉外、WEB、コミュニケーション (※新設)

(2) 役員の業務

① 会長は会務を統括し、会員総会並びに役員会を招集することができる。

② 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれを代行する。

③ 会計は、第 19 条に定める本会会計業務に従事する。

・ 当会銀行口座の出納、管理・確認に関する業務

・ 寄付金の徴収・領収書の発行等金銭管理業務等及び寄付者名簿の作成

・ 請求書の発行、入金確認及び未入金者への督促業務

・ 決算報告書の作成 (※業務を詳細に明文化)

④ 役員は本会の業務運営を円滑にするために役員会に参加し、会務執行の為に各担当委員業務に従事し会員相互の連絡に当たるものとする。

(3) 本会は役員会の協議により以下の特別職を定めることができる。

① 顧問、相談役、会計監査 (※会計監査を特別職へ変更)

⑥ 幹事 若干名

(2)

① 会長は会務を統括し、会員総会並びに役員会を招集することができる。

② 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある場合はこれを代行する。

③ 幹事長は本会の日常会務を執行するものとし、必要に応じて会長が選任する

⑤ 会計は、本会会計業務に従事する。

① 本会、銀行口座(サピエンチア会)の開設、出納、管理・確認に関する業務

◎ 寄付金の徴収・領収書の発行等金銭管理業務等

④ 幹事は本会の業務運営を円滑にするために役員会に参加し、会務執行の為に会員相互の連絡に当たるものとする。

⑥ 会計監査は本会の会計を監査し、役員会にてその結果を報告する。

(3) 本会は役員会の協議により以下の役職を定めることができる。

顧問:相談役 若干名

② サポーター(非役員) 若干名 (※廃止)

(4) 特別職の業務 特別職は本会の運営に関し会長の諮問に応ずるものとする。(※会計監査の報告義務等は削除、第 19 条へ集約) (5) 役員の告知 役員名簿(三役、各委員、役員、特別職)は別途名簿を作成し、当会のウェブサイト又は会報にて告知するものとする。	(4) ① 顧問・相談役は本会の運営に関し会長の諮問に応ずるものとする。 ② サポーターは本会のイベント、その他の活動の協力者として本会及び役員会の活動を支援する。 ③ 役員名簿は別途名簿を作成し、当会のウェブサイト又は会報にて告知するものとする。 ④ 当会は会報又はウェブサイトを活用して、その活動報告・幹事・サポーター等の協力者の募集等並びに本会に対する要望・意見の募集等をおこなう。
第 9 条 (役員の選任及び議決方法) ① 三役(会長、副会長、会計)は、役員会において役員の中から特別決議の賛成をもって選任する。 ② 各担当委員は役員の中から三役が協議し、会長が委嘱する。 ③ 特別職(顧問・相談役・会計監査)は三役が協議の上、必要に応じて会長が委嘱する。 ④ 役員は本会会員の中から役員参加希望者に対し、役員会の普通決議をもって選任する。 ⑤ 尚、決議方法については本則第 16 条にて定める。	第 9 条 (役員の選任及び議決方法) ① 会長及び副会長、会計監査は、役員会において会員の中から特別決議の賛成をもって選任する。 ② 幹事長並びに会計、及び幹事は会長、副会長が協議し委嘱する。 ③ 顧問・相談役は会長・副会長・幹事長が協議の上、必要に応じて会長が委嘱する。 ④ 幹事は本会会員の中から役員参加希望者に対し、役員会の普通決議をもって選任する。 尚、決議方法については本則第 16 条にて定める。
第 11 条 (会員の除名) 会員が次の各号の①に該当するに至ったときは、除	第 11 条 (除名) 会員が次の各号の一に該当するに至ったとき

名することができる。 ① 当会会則等に違反し、当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 ② 役員会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。<i>(※条文の構成が変更され、手続きが②に整理された)</i>	は、役員会の特別決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 ① この会則等に違反し、当会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
第 13 条（役員会） 本会の役員会は本会の最高意思決定機関とする。 ① 会長、副会長、会計及びその他役員をもって構成する。 ② 本会の役員会は原則、毎月 1 回開催する。 ③ **開催場所及び時間として、主たる事務所である同窓会室又はサクラファミリアにおいて原則、毎月第二土曜日 15 時に開催するものとする。*但し、日時の変更、及び臨時役員会は会長が必要に応じて告知し、開催することができる。	第 13 条（役員会） 本会の役員会は本会の意思決定機関とし、会長、副会長、幹事及び会計をもって構成する。尚、本会の役員会は原則、毎月 1 回開催する。 (当面の開催場所及び時間として、従たる事務所であるサクラファミリアにおいて原則、毎月第三金曜日 19 時に開催するものとする) 但し、日時の変更、及び臨時役員会は会長が必要に応じて告知し、開催することができる。
第 14 条（会員総会及び会員への告知） 総会は会長が招集し、開催することができる。 ① 会長は、必要に応じて、会員総会を招集し、会員相互の親睦と意見の交換並びに事業の報告を行うことができる。 ② 年間行事及び会員総会の日時及び場所並びに報告事項は役員会で決議し、ウェブサイト又は会報で	第 14 条（会員総会） 総会は会長が招集し、開催することができる。 ① 会長は、必要に応じて、会員総会を招集し、会員相互の親睦と意見の交換並びに事業の報告を計ることができる。 ② 年間行事及び会員総会の日時及び場所並びに報告事項は役員会で決議し、ウェブサイ

掲載する。 ③ 次項 15 条①～④に定める特別決議事項は、可決後、一か月以内にウェブサイトに掲載する。（※新規追加）	ト又は会報で掲載する。 （※項目なし）
第 15 条（役員会決議事項） ③ **三役（会長、副会長、会計）及び特別職（顧問、相談役、会計監査）**の選任又は解任 （①, ②, ④は変更なし）	第 15 条（役員会決議事項） ③ 会長、副会長並びに会計監査の選任又は解任
第 16 条（役員会決議） ①, ②は変更なし。 ③ 特別決議を行う役員会に出席できない場合、会長宛に委任状又は議決権行使書を提出するものとする。委任状又は議決権行使書は書面により提出を基本とするが、電子媒体によるものも有効とする。（※新規追加） ④ 特別職は役員会で意見を述べることはできるが議決権はないものとする。（※新規追加）	第 16 条（役員会決議） ①, ②のみ。 （※項目なし） （※項目なし）
第 17 条（決議方法） ① 本会の役員会は三役（会長、副会長、会計）並びに役員によって構成され、会運営の根幹に必要な重要事項を決議する場合においては特別決議をもって議決する。尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。 ② 会員、非会員に関わらず役員会が必要と認めた場合、その分野において見識の豊かな専門家をオブザーバーとして招聘し、見解及び指導を仰ぐことができる。但し、議決権はないものとする。	第 17 条（決議方法） ① 本会の役員会は会長、副会長、幹事長、会計、幹事によって構成され本会運営の根幹に必要な重要事項を決議する場合においては特別決議をもって議決する。尚、可否同数の場合は議長がその決定を行う。 ② 会員、非会員に関わらず役員会が必要と認めた場合、その分野において見識の豊かな専門家をオブザーバーとして招聘し、見解及び指導を仰ぐことができる。

第 19 条（会計） 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日までとし、会計監査が調査確認の上、2 ヶ月以内に開催される役員会で報告し承認を得るものとする。	第 19 条（会計） 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日までとし、会計監事が調査確認の上、3 ヶ月以内に開催される役員会で報告し承認を得るものとする。
第 22 条（解解散） 本会が社会情勢等に鑑みやむなく解散する場合は、次の手続きにより行うものとする。 ① 役員会の特別決議をもって決議し、役員全員が署名捺印した文書を作成する。 ② 臨時総会を招集し、会員に対してその旨を報告する。 ③ 本会ホームページにおいて全会員に告知する。 ④ 残余財産については、適正な会計監査を経たうえで、役員会の特別決議をもって、下記のいずれか又は両方の機関に全額寄付するものとする。 学校法人百合学院 兵庫県尼崎市若王寺 2-18-2（※寄付先に新規追加） カトリック大阪高松大司教区「サクラファミリア」 大阪市北区豊崎三丁目 12 番 8 号（※名称が「大阪高松」に改称）	第 22 条（解散） 本会が社会情勢等に鑑みやむなく解散する場合は、臨時役員会の特別決議をもって解散し、その旨を役員全員が署名捺印の上、ウェブサイト等をもって会員全員に告知する。 尚、残余財産については、適正な会計監査が行われた上、役員会の決議をもって下記の機関に全額寄付するものとする。 （※記載なし） カトリック大阪大司教区「サクラファミリア」 大阪市北区豊崎三丁目 12 番 8 号
第 23 条（施行） 1～10.（略：変更なし） 11. この会則は、2026 年（令和 8 年）7 月 1 日から施行する。	第 23 条（施行） 1～10.のみ。